



2019年8月26日

各 位

会 社 名 日 本 ア ン テ ナ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 瀧 澤 功 一
(東証JASDAQスタンダード・コード番号: 6930)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 清 水 重 三
TEL 03-3893-5221

「従業員株式給付信託」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員株式給付信託」（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式3,324,662株（2019年8月26日現在）のうち、400,000株（358,000,000円）を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（本信託の受託者たる株式会社りそな銀行から再信託を受けた再信託受託者）に設定される信託口に対し、第三者割当により一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

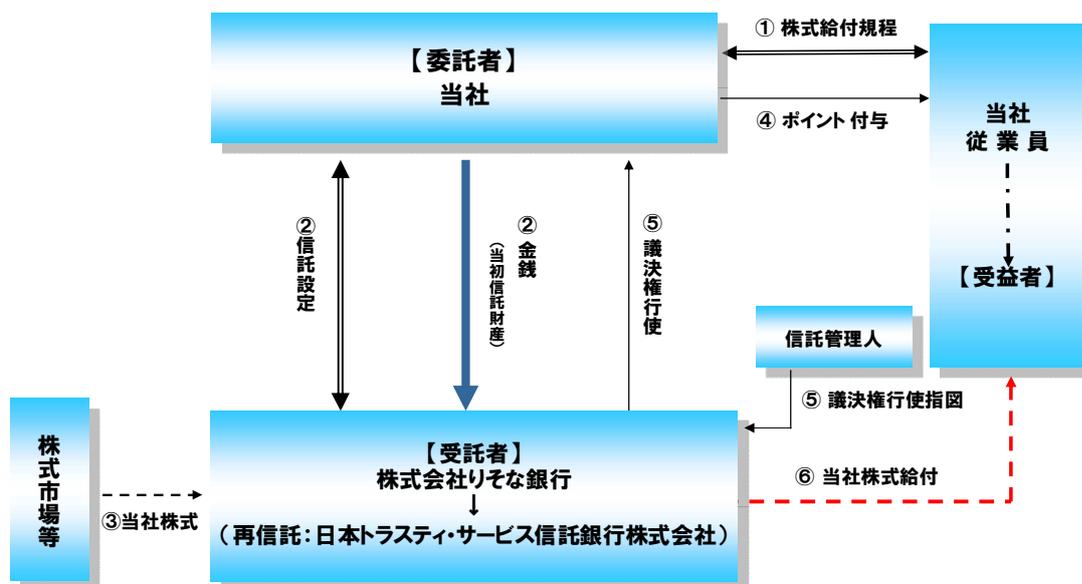
1. 本制度の導入の目的

当社は、従業員の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への当社従業員の意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は従業員に対し、貢献度等に応じてポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を享受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映されるため、従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために株式会社りそな銀行（再信託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者に対して、付与されたポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

※受益者要件を充足する従業員への当社株式の給付により信託内に当社株式がなくなった場合、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(参考)

本信託契約の内容

(1)	名称	従業員株式給付信託
(2)	委託者	当社
(3)	受託者	株式会社りそな銀行 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4)	受益者	株式給付規程の定めにより株式給付を受ける権利が確定した者
(5)	信託管理人	当社の従業員から選定
(6)	信託契約日	2019年9月11日（予定）
(7)	信託設定日	2019年9月11日（予定）
(8)	信託の期間	2019年9月11日（予定）から本信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)

以上